

令和7年度兵庫県政に
対する要望書

令和6年7月

西 宮 市

《目 次》

1. 国民健康保険における財政支援の強化・拡充について	1
2. 乳幼児等・こども医療費助成制度の充実について	2
3. 在日外国人の無年金者等の救済について	3
4. 加齢性難聴者の補聴器購入助成制度について	4
5. 精神障害者保健福祉手帳交付申請手続き及び自立支援医療費支給認定申請 手続きのオンライン化について【新】	5
6. 帯状疱疹ワクチン接種費用の負担軽減について【新】	6
7. 二級河川武庫川治水事業の促進及び西宮南部地域の総合的な治水対策の 促進並びに高潮に備えた海岸保全施設等の安全性向上について	7
8. 名神湾岸連絡線の整備について	8
9. 一般国道176号「名塩道路」の整備について	9
10. 社会資本整備総合交付金等の確保及び拡充について	10
11. 消防防災施設整備費補助金の補助対象事業の拡充について	11
12. 救急安心センター事業（＃7119）の県全域実施の推進について【新】	12
13. 下水道施設の改築への国費負担の継続及び改築事業予算の確保について	13
14. 教員未配置の解消について	14
15. 栄養教諭の定数配置の拡充について	15
16. 特別な配慮を要する児童・生徒の支援に係る教職員などの配置について	16
17. 医療的ケア児への支援について	17
18. スクール・サポート・スタッフ配置事業の予算拡充について【新】	18
19. 市立高等学校運営経費に対する財政支援について【新】	19

1. 国民健康保険における財政支援の強化・拡充について

[課 題]

平成 30 年度から国民健康保険の財政運営の責任は都道府県に移り、都道府県単位で財政基盤の安定化を図ることとなっておりますが、高齢、低所得の被保険者が比較的多い国民健康保険の構造的な問題による脆弱な財政基盤が解消されるわけではなく、一般会計からの法定外繰入や繰上充用を実施する市町村は少なくありません。

本市においても毎年度、被保険者の負担が急激に増加することのないよう、基金の取り崩しにより、保険料率を調整しております。一方で、高齢化や医療技術の高度化等により診療一件当たり医療費は増加傾向にあります。保険料率を継続的あるいは一時集中的に引き上げることは、現下の社会情勢において、被保険者の大きな負担となります。

また、国民健康保険は、制度創設から我が国の国民皆保険制度の中核をなすものですが、国民健康保険における均等割保険料は、被保険者一人ひとりにかかるものであるため、子どもが多い世帯においては保険料の負担が大きくなります。これは国において推進される子育て施策の方向とも相入れないものであります。

[要 望]

都道府県単位化により財政基盤の安定化を図っていますが、今後は更なる高齢化の進展や被用者保険の適用拡大等により、被保険者の負担能力の低下が見込まれます。毎年度、約 3,400 億円の公費拡充が継続して実施されてはおりますが、物価が上昇し続けるなどの社会情勢に見合った財政支援となるよう、保険給付に要する費用等に係る国庫負担割合の引き上げなど財政基盤の拡充・強化について、国の責任と負担により、実効力のある措置が講じられるよう国に対して働きかけを行っていただくよう強く要望いたします。

また、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、更なる軽減対象の拡充について、引き続き国への働きかけを行っていただくよう要望いたします。

[所管課] 市民局 市民部 国民健康保険課

2. 乳幼児等・こども医療費助成制度の充実について

[課 題]

子どもの健全な成長を確保し、子育て家庭の経済的負担を軽減する子どもの医療費助成制度は全国の地方公共団体で実施されているが、地方公共団体間で認定基準や助成範囲が異なり、住む地域によってサービスに格差が生じています。

[要 望]

子どもの健全な成長を確保し、子育て家庭の経済的負担を軽減する子どもの医療費助成制度は全国の地方公共団体で実施されているが、地方公共団体間で認定基準や助成範囲が異なり、住む地域によってサービスに格差が生じている。

国においては、自治体間の格差を是正し、全ての国民が安心して子どもを産み育てられる環境の実現のため、全国一律の子どもの医療費助成制度を国の制度として創設することを要望いたします。

また、国の制度が創設されるまでの間、県においては、「こども医療費助成事業」での一部負担金等の制度内容について「乳幼児等医療費助成事業」と同じ制度内容とするよう要望いたします。

[所管課] 市民局 市民部 医療年金課

3. 在日外国人の無年金者等の救済について

[課 題]

在日外国人については、昭和 57 年 1 月 1 日難民条約関係整備法の施行に伴い、国籍要件が撤廃されて国民年金の適用対象とされ、さらに昭和 61 年度の制度改正により、昭和 57 年 1 月 1 日前の期間を年金受給資格の合算対象期間とするなどの改善が図られました。しかしながら、大正 15 年 4 月 1 日以前生まれの外国人高齢者や、昭和 57 年 1 月 1 日前に 20 歳に達しており同日前に障害の初診日がある外国人障害者については、老齢基礎年金や障害基礎年金及び特別障害給付金の制度的支給対象者となっていない状況があります。

在日外国人等の制度的無年金問題については、生活に関わる重要課題のため、福祉的措置として、県と市で協調して外国籍高齢者・障害者等福祉給付金を支給しています。障害者等福祉給付金について、本市では、平成 22 年度より老齢福祉年金、障害基礎年金に倣った併給を実施しており、県においても、同様の併給を実施されることが望まれます。

[要 望]

国においては、平成 17 年 4 月に 「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」が施行され、その法律の附則第 2 条に、在日外国人の無年金障害者だけでなくその他の無年金障害者に対しても所要の検討を行うことなどが明記されていますが、未だ救済措置が講じられていません。

については、法附則第 2 条に規定されている趣旨を踏まえ、在日外国人の制度的無年金障害者に対しても、早急に特別障害給付金制度と同様の給付金制度を創設されるよう強く要望いたします。併せて、在日外国人の制度的無年金高齢者についても、救済措置を講じられるよう要望いたします。

県においては、兵庫県無年金外国籍高齢者・障害者等福祉給付金について、国民年金制度に倣った併給を実施されることを要望いたします。

[所管課] 市民局 市民部 医療年金課

4. 加齢性難聴者の補聴器購入助成制度について

[課 題]

加齢に伴う難聴は、日常生活を不便にし、周りとのコミュニケーションが困難になるため閉じこもりがちになる等、生活の質（QOL）の低下に繋がっています。

「聞こえ」を補うための補聴器は価格が高額であり、高度・重度難聴の場合は障害者総合支援法による公費負担がありますが、中等度以下の難聴の場合は公費負担の対象にならず、健康保険の適用もないため、全額自己負担となっています。

[要 望]

一部の自治体では独自の助成制度を設けていますが、財源を確保することが難しい自治体との格差が生じています。

国における検討状況等を踏まえ、高齢者の増加による、認知症への予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制は全国的な課題となっていることから、自治体の一時的な財源によるものではなく、持続可能な制度として、加齢性難聴者を支援する仕組みについて国による助成制度創設を要望いたします。

県におかれましては、市とともに国への働きかけをお願いします。

[所管課] 健康福祉局 福祉部 高齢介護課

5. 精神障害者保健福祉手帳交付申請手続き及び自立支援医療費支給認定申請手続きのオンライン化について【新】

[課 題]

自立支援医療（精神通院）と精神障害者保健福祉手帳手続きについては、現在窓口のみでの受付となっており、医師の診断書の作成のシステム化等、手続きのオンライン化が課題となっている。

[要 望]

精神障害者保健福祉手帳交付申請手続及び自立支援医療費支給認定申請手続についてシステムを構築するなどしてオンラインでの申請を可能とすること。具体的には、手帳等の手続はマイナンバー連携で国によるシステム構築又はマイナポータルびったりサービスのオンライン電子申請とし、申請時の添付書類である診断書に記載する情報は、オンラインで申請を把握した医師が必要項目を入力することで処理し、更新時には前回情報を取得することを可能とすること。

[所管課] 健康福祉局 福祉部 障害福祉課

6. 带状疱疹ワクチン接種費用の負担軽減について【新】

[課 題]

带状疱疹は50歳以上における罹患が多く、80歳までに約3人に1人が発症すると言われています。また、皮疹消失後数か月以上にわたって疼痛が持続する「带状疱疹後神経痛（PHN）」が一定の頻度で合併症状として発症し、長期のQOL低下等につながるとされています。带状疱疹及びPHNの発症予防にはワクチンの接種が有効とされており、平成28年3月から50歳以上の者が任意で接種できるようになりましたが、接種に要する費用が高額であることから、負担軽減を求める声が多く寄せられています。

[要 望]

「兵庫県带状疱疹ワクチン接種費補助事業」が創設されたことを受けて、本市では令和6年5月より、被接種者からの申請に基づき4,000円の費用助成を行っていますが、令和7年度以降も継続的な費用負担の軽減が必要と考えています。

つきましては、带状疱疹ワクチンの定期接種化を要望いたします。定期接種化にあたっては、自治体への十分な財政措置を講じていただくようあわせて要望いたします。県におかれましては、市とともに国への働きかけをお願いいたします。

また、令和7年度からの定期接種化が実現しなかった場合、「兵庫県带状疱疹ワクチン接種費補助事業」の継続実施を要望いたします。

[所管課] 健康福祉局 保健所 保健予防課

7. 二級河川武庫川治水事業の促進及び西宮南部地域の総合的な治水対策の促進並びに高潮に備えた海岸保全施設等の安全性向上について

[課 題]

阪神間の市街地を貫流する武庫川は、沿川住民にとって利水面及び環境面において重要な役割を果たしていますが治水に関しては大きな不安要因があります。

県においては、平成 23 年には総合治水を取り入れた武庫川水系河川整備計画を策定し、令和 12 年を目標とした河川整備に努めていただいています。しかしながら、気候変動の影響が顕在化している現在、全国各地で河川整備の目標を上回る降雨により甚大な洪水被害が発生しています。このような状況に鑑みると、早急な治水対策が必須となっています。

また、津門川をはじめとする西宮南部を流れる他の二級河川においても、治水安全度向上への早期対策に加え、総合的な治水対策の促進が喫緊の課題となっています。

さらに、本市の臨海部では、背後地には多くの人家が連坦していることから、新川・東川の両排水機場の老朽化対策をはじめ、台風による高潮・高波対策などの早急かつ確実な実施により、海岸保全施設等の安全対策を一層強化するように求められています。

[要 望]

- (1) 武庫川水系河川整備計画に基づく治水対策事業を着実に進めていただき、更なる治水安全度の向上を要望いたします。
- (2) 本市中心市街地である阪急西宮北口駅周辺地域の治水対策として、津門川における地下貯留管の早期完成を要望いたします。
- (3) 高潮対策 10 箇年計画に基づいて実施中である新川・東川統合排水機場整備をはじめ、再度災害防止の観点からの高潮対策を進めていただき、海岸保全施設等の安全対策をより一層強化していただきますよう要望いたします。

あわせて、市民に対して事業に係る周知を引き続き丁寧に行っていただくとともに、県が進める高潮対策に関する最新情報の提供を要望いたします。

[所管課] 総務局 危機管理室 防災危機管理課
土木局 臨海対策部 臨海対策課
道路部 水路治水課

8. 名神湾岸連絡線の整備について

[課 題]

名神湾岸連絡線は、阪神南・神戸地域の慢性的な渋滞の解消や国道43号の沿道環境の改善に資するとともに、本市臨海部の交通問題の解決や沿道環境の改善のために必要な道路と考えており、既に着工している大阪湾岸道路西伸部に遅れることなく整備が図られるよう期待しております。一方、当該道路は、市街地と海上を横切る長大な高架構造となる計画であり、事業実施による生活環境への影響は大きいと考えております。

[要 望]

名神湾岸連絡線は、令和3年度に直轄事業として新規事業化され、令和6年3月に阪神高速道路(株)と西日本高速道路(株)が事業者に加わり、公共事業と有料道路事業を併用した合併施行方式による事業実施が決定しました。市としても、地元自治会や臨海部の事業所など地域関係者との調整に、引き続き協力してまいりますので、以下の事項についてご配慮をお願いいたします。また、県におかれましては、市とともに国等への働きかけをお願いいたします。

- (1) 大阪湾岸道路西伸部に遅れることなく名神湾岸連絡線を開通していただくよう、国等に対して要望いたします。
- (2) 事業を円滑に進めるために、地域関係者に丁寧に説明を行い、理解と協力を得るための取組を実施していただくよう、国等に対して要望いたします。
- (3) 当該道路は、市街地及び海辺を横断する長大な高架構造物であり、周辺への環境への影響が非常に大きいことから、景観や清酒造りに不可欠な宮水への対応を含め、環境影響評価書に記載されている環境保全措置を着実に実施することに加え、実行可能なより良い技術・対策を導入して環境影響を低減いただくよう、国等に対して要望いたします。
- (4) 西宮浜では移転対象となる企業等が多数生じることから、当該道路等の整備による阪神高速5号湾岸線沿いの地域の企業立地条件の向上も考慮しつつ、移転企業のあり方検討についての国、県のお力添えを要望いたします。

[所管課] 土木局 臨海対策部 臨海対策課

政策局 都市計画部 都市デザイン課

9. 一般国道 176 号「名塩道路」の整備について

[課 題]

一般国道 176 号「名塩道路（計画延長 10.6 k m）」は、国土交通省の直轄事業として、交通渋滞の解消や、安全確保等を目的に整備が進められております。

現在、約 68%にあたる 7.2 k mが供用されておりますが、名塩道路全線の早期完成が課題となっております。

[要 望]

令和 3 年 4 月、「生瀬地区」について令和 8 年春の開通見込みが公表されました。

今後は、事前通行規制区間である「生瀬地区」の早期完成と、「東久保地区」の開通見込みの公表及び早期完成について要望いたします。

県においても、市とともに国へ働きかけをお願いします。

[所管課] 土木局 道路部 道路建設課

10. 社会資本整備総合交付金等の確保及び拡充について

[課題]

市が所管する道路・公園施設等は年々老朽化が進み、特に1970年代に集中して建設・整備された施設が、一斉に対策が必要な状況となっております。また、市民が安全で快適に移動するためには、歩道の整備やバリアフリー化をはじめ、自転車通行空間の整備、無電柱化、踏切道の改良など、道路環境の改善を進める必要があります。

近年、道路分野では、道路メンテナンス事業や無電柱化推進計画事業など、各種の個別補助制度が創設され、重点的に財政支援をいただいておりますが、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、個別補助制度に比べ、要望額に対し十分な国費が配分されていない中、R6年度は、無電柱化推進計画の個別補助についても内示率が約56%程度にとどまり、円滑な事業実施のための事業費の確保が課題となっております。

また、本市樋ノ口地区の組合施行の土地区画整理事業においても、社会資本整備総合交付金における都市再生土地区画整理事業として補助金をいただきながら事業を進めておりますが、組合施行の区画整理事業のため、国庫補助金と同額の市補助金以外に市費を充当することはできず、補助金以外の財源となる保留地（組合員の土地を減らすこと（減歩）により生み出された土地）は、組合員の宅地の再配置を行う仮換地指定と合わせて決定しているため、保留地の配置や面積を変更し、保留地処分金を増やすことは非常に困難です。

このような中、今年度の国庫補助金は要望額の6割程度となっており、予定していた移転や工事を繰り延べせざるを得ない状況となっております。今後も要望額に対し十分な国庫補助金の配分がなければ、事業進捗に大きく影響するだけでなく、最終的に財源不足に陥り、事業の継続に支障が生ずることが考えられます。

[要望]

西宮市では、社会資本整備総合交付金等により、街路事業、街路空間の再構築事業、歩道整備等の交通安全対策事業などを実施しております。

これらの事業は、市民が安心して暮らせる安全なまちづくりに必要不可欠であり、継続的に安定した事業費の確保を必要としておりますので、社会資本整備総合交付金等の十分な配分を要望いたします。

また、道路施設等の公共施設の老朽化対策について、国庫補助適用対象の拡大など、財政支援の拡充を要望いたします。

合わせて、組合施行の樋ノ口土地区画整理事業につきましても、居住誘導区域内の都市基盤が脆弱で不健全な土地利用が行われている地域において、道路ネットワークなど公共施設の整備改善を図ることで、市民が安全に暮らせるまちづくりや健全な土地利用の増進による良好な住環境形成を進める重要な取り組みです。

国庫補助金は事業において欠くことのできない重要な財源であり、事業の円滑な推進のために、事業の進捗に合わせた十分かつ安定的な補助金の配分を要望いたします。

県におかれましては、市とともに国への働きかけをお願いいたします。

[所管課] 土木局 道路部 道路建設課

都市局 都市総括室 市街地整備課

1 1. 消防防災施設整備費補助金の補助対象事業の拡充について

[課 題]

災害の多種多様化、自然災害の大規模化などにより今後も一層、消防需要の増加が見込まれるとともに、南海トラフ地震の発生確率も高まっているため、老朽化が進む消防庁舎及び消防団車庫の計画的な建替え等を進めていかなければなりません。

しかし、一自治体の財政負担が非常に大きいことから、財源確保が課題となっています。

また、大規模災害発生時に断水が生じた際、防火水槽は消火活動上、貴重な水源となるが、設置から 50 年が経過し老朽化が進行している防火水槽が増加しています。防火水槽の躯体であるコンクリートの耐用年数は、一般的に 50 年とされており、特に道路下に設置されている防火水槽については、崩落等の重大事故に繋がりがねないことから、早期に補強等工事が必要です。

[要 望]

消防庁舎及び消防団車庫の計画的な建替え及び改修を推進するため、補助対象外である消防施設の建替え等について、消防防災施設整備費補助金の対象事業とするよう国に働きかけることを強く要望いたします。

また、既存の防火水槽の補強（長寿命化）及び撤去（廃止）についても、事業費が高額で十分な財源が確保されているとは言えないため、消防防災施設整備費補助金の対象事業とするよう国に働きかけることを強く要望いたします。

県におかれましては、市とともに国へ働きかけをお願いいたします。

[所管課] 消防局 総務部 企画課

12. 救急安心センター事業（#7119）の県全域実施の推進について【新】

[課 題]

高齢社会の進展を始めとする社会情勢の変化に伴い、救急需要の増大が課題となる中、県内各市町の救急出動件数は年々増加しており、今後も増加が予想されていることから、#7119による県全域での電話相談体制を構築し、救急医療機関の負担軽減、医師の働き方改善及び救急車の適正利用による救急要請件数の抑制を促すことが重要であると考えます。しかし、現在、県内において#7119を運用しているのは、神戸市、芦屋市及び姫路市にとどまっています。

兵庫県では、令和5年度から救急安心センター事業（#7119）研究会を設置し、県下各消防本部が主となり協議を重ねてきたところですが、#7119事業の県全域実施を推進するためには、保健医療施策等との連携の観点から、各市町の保健医療部局を交え、事業主体や費用負担のあり方などについて協議する機会を設ける必要があります。

また、現在、県内における一部の市町では、独自で健康医療電話相談事業を実施し、緊急性を要する医療相談のみならず、健康相談、介護、ストレス・メンタルヘルス、母子相談といった幅広い相談を受けています。これら既存の健康医療電話相談事業との整理をはじめとする課題を解決するためには、#7119事業の県全域実施の推進を、救急医療体制整備の一環として捉え、貴県保健医療部から各市町の保健医療部門に対し、直接的な働きかけを実施していく必要があります。

さらに、#7119事業の運営費に対する財政措置については、令和3年度から、従来の市町村に対する普通交付税措置が見直され、都道府県又は市町村の財政負担に対して特別交付税措置が講じられることとなっており、こうしたスケールメリットを活かすためにも、貴県が主体となって県全域での事業を実施することが不可欠です。

[要 望]

- 1 #7119事業の県全域実施について、貴県が主体となってさらに積極的に取り組んでいただくことを要望いたします。
- 2 #7119事業の運営に係る費用を貴県に負担いただくことを要望いたします。
- 3 #7119事業の早期実現に向けたスケジュールを示していただくことを要望いたします。

[所管課] 健康福祉局 保健所 保健総務課
消防局 総務部 企画課

1 3. 下水道施設の改築への国費負担の継続及び改築事業予算の確保について

[課 題]

兵庫県を事業主体として、武庫川の水質保全及び流域市街地における汚水、雨水の広域的な処理を目的とする流域下水道事業、また、安定的・経済的な処理を行うことを目的とし、阪神間の各自治体の公共下水道から発生する汚泥と武庫川流域下水道から発生する汚泥を集約する流域下水汚泥処理事業の推進を行っていただいております。

武庫川下流流域下水道については昭和 44 年度から、武庫川上流流域下水道については昭和 53 年度から、流域下水汚泥事業については、平成元年度から供用を開始していることから、老朽化が進行しており、今後改築更新時期を迎え、多くの事業費が必要となってまいります。

しかしながら、令和元年度に開催された財政制度等審議会において、下水道事業については、施設ごとの公共性も踏まえ、使用料収入を適切に確保し、管渠等に係る公費投入の効率化を図るべきとの指摘がありました。また、令和 3 年度より、汚水管及び合流管の改築の交付範囲が縮小されました。あわせて、令和 9 年度までのウォーター P P P 実施が国費要望の要件となっているところです。

[要 望]

下水道は、使用者はもとより、浸水防除、地域の公衆衛生の確保や、公共下水水域の水質保全、大規模地震時におけるトイレ機能の確保等、不特定多数に便益が及ぶものであり、極めて公共性が高い役割を担っており、仮に、下水道に係る管路施設はもとより機械電気設備を含めた下水道施設全般に関する改築への国庫支援がなくなった場合、流域市では流域下水道事業費の負担金の増加に伴う財源不足を補うため著しく高額な下水道使用料を徴収せざるを得なくなり、市民生活や社会経済活動等に大きな影響がでることは避けられません。

一方、下水道使用料の大幅な引上げについて理解が得られず、施設の改築が進められなくなった場合、汚水管破損による汚水の流出や道路陥没の発生、さらに下水処理の機能停止によるトイレの使用停止など、住民生活に重大な影響が及ぶことが懸念されます。

市民生活の維持や、下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、流域下水道に係る下水道施設の改築に対して、現行の国費負担の継続に努めていただけますよう要望いたします。また、国費要望要件となっているウォーター P P P 実施についても県・市間の更なる情報共有を行い、検討を進めるよう要望いたします。

また、下水道事業が持続可能なインフラとして社会活動に寄与していくために、今後増大が見込まれる老朽化対策を踏まえ、改築事業費に係る予算の確保を併せて要望いたします。

[所管課] 上下水道局 下水道部 下水計画課

14. 教員未配置の解消について

[課 題]

小・中・義務教育・特別支援学校では、4月の学校始業時の教員の人数が慢性的に不足している状況が続いています。不足を補うため、臨時的任用職員の任用に努めていますが、必要人数を確保できず、学校運営に大きく支障をきたしています。

市教委としましても臨時的任用職員を確保するため、ハローワークや大学への呼びかけ、退職教員への声かけ、ホームページなどの広告媒体を活用等、幅広く募集を行っておりますが、必要人数を確保できない状況が続いており、喫緊の課題となっております。

[要 望]

年度当初より、学校および教員に過度の負担をかけず学校運営が円滑に行えるように、新規採用教諭について、市が希望する人員を配置くださるよう要望いたします。

また、常勤の臨時的任用職員が任用できない場合、短時間の会計年度任用職員を任用するなど、柔軟に対応していただきますよう、あわせて要望いたします。

[所管課] 教育委員会 教育総括室 教育職員課

15. 栄養教諭の定数配置の拡充について

[課 題]

小学校及び中学校の県費負担栄養教諭の配置基準は、児童生徒数が 550 人以上の単独調理場に 1 人、549 人以下の単独調理場には 4 校に 1 人となっており、現状では、一部の栄養教諭等に、未配置校から食育や栄養指導相談、アレルギー対応に係る相談、給食試食会への講師等依頼があり、これらの対応により十分に所属校での責務が担えない状況も生じてきています。また、食育の推進において栄養教諭配置校と未配置校との学校間格差が生じる結果となり、その解消が必要です。

さらに、学校におけるアレルギー対応の充実のためには、効果的な給食管理の在り方など、栄養教諭と養護教諭が連携し、その専門性を活かし校内体制を構築する必要があります。栄養教諭未配置校では、養護教諭や食育担当教諭がその責務を担うなど、業務過重となっている学校もあり、その対策も喫緊の課題です。

[要 望]

食育のより一層の推進及び学校における食物アレルギー対応の充実のため、栄養教諭が全校に配置されるよう義務標準法における栄養教諭の定数拡充を要望いたします。

[所管課] 教育委員会 教育総括室 教育職員課
学校給食課

16. 特別な配慮を要する児童・生徒の支援に係る教職員などの配置について

[課題]

本市の小・中学校・義務教育学校には、通常の学級に在籍する LD・ADHD 等、発達障害の児童生徒が年々増加する傾向にあります。特別支援教育コーディネーター、通級による指導を行う学校生活支援教員、特別支援教育支援員が配置されていますが、支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに対して、十分な体制であるとは言えません。

[要望]

通常の学級に在籍している LD・ADHD 等の児童生徒への校内支援体制を確立するため、加配教員による専任の特別支援教育コーディネーターの配置を強く要望いたします。また、通級による指導を行う教員（学校生活支援教員）について、より一層充実した配置が図られるよう強く要望するとともに、特別支援教育支援員についても増員できるよう要望いたします。

[所管課] 教育委員会 学校教育部 特別支援教育課

17. 医療的ケア児への支援について

[課題]

本市において、医療的ケアが必要な幼児児童生徒は増加しており、市立特別支援学校への看護師の配置、そして地域の幼稚園・小学校・中学校への看護師を配置するための経費が年々増加しています。また、医療的ケアの内容の高度化・複雑化に対応し、適切な医療的ケアを行うためには、専門知識及び経験の豊富な看護師の増員が必要です。

国においては、教育支援体制整備事業（切れ目ない支援体制充実事業）を実施されていますが、補助率が3分の1以下と低率であり、市の財政負担が年々大きくなっています。

[要望]

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえて、事業を継続的に実施していくために、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目のない支援体制充実事業）について、十分な予算の確保と補助率の拡大を強く要望いたします。

[所管課] 教育委員会 学校教育部 特別支援教育課

18. スクール・サポート・スタッフ配置事業の予算拡充について【新】

[課 題]

スクール・サポート・スタッフの全校配置は、教職員の業務負担を軽減し、教員の本来業務である教育活動に専念できる体制の創出と学校における働き方改革をバランスよく推進するため、極めて重要です。

しかしながら総事業費に対する負担割合は、国・県が1/3、各市町が2/3となっており、国の臨時交付金を一般財源に充当できなくなった現在、本市の財政負担は極めて大きくなっています。令和6年度は、本市の財政状況により配置時間を週20時間から週12時間に縮小したため、今後、学校における超過勤務時間の増加や働き方改革の後退が懸念され、さらには事業の継続実施が困難になることが大いに危惧されます。

[要 望]

国の令和6年度補習等のための指導員等派遣事業では、全校に配置するためのスクール・サポート・スタッフの予算を倍増し、負担割合は国1/3、県2/3となっており、各市町の負担割合は明記されていません。このことからスクール・サポート・スタッフの継続的な配置は、学校における働き方改革の実効性を高めるために極めて重要であり、全額国・県による財政措置を講じていただくよう強く要望します。

[所管課] 教育委員会 教育総括室 教育職員課

19. 市立高等学校運営経費に対する財政支援について【新】

[課 題]

- ・本市は市立高等学校二校を設置しており、兵庫県内の第2学区（西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、川辺郡）内に居住している生徒が在籍している。
- ・本市が設置する市立西宮高等学校と市立西宮東高等学校に在籍している生徒総数の25%以上にあたる約460名が市外在住の生徒であり、本市が負担している市立高等学校運営経費の約2億円が市外在住生徒に係る負担額になる。
- ・本市が財源負担している市立高等学校運営経費のうち、市外在住生徒に係る相当額については、公平かつ適正な負担のあり方を検討する必要がある。

[要 望]

本市では、市内生徒と市外在住生徒において授業料及び入学金等の差異を設けている自治体の取組状況に関する調査研究を進めているが、入学料や授業料では賄えない市外在住生徒に係る負担相当額のうち一定額については、公平かつ適正な財源負担の観点から、財政的な支援を要望するものである。

[所管課] 教育委員会 学校支援部 学事課